

燕市地域防災計画の修正について

1. 燕市地域防災計画修正の背景

【計画の目的】

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害に対処するため、市、県、国、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における自然地震災害の予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を自然災害から保護することを目的とする。

- ◆現行の「燕市地域防災計画」は、平成 19 年 4 月に発行。その後 5 年以上が経過。
- ◆地域防災計画が発行された後、平成 19 年の中越沖地震、平成 23 年の新潟・福島豪雨などの災害が発生。さらに東日本大震災では、県外から大勢の被災者を受け入れ。
- ◆新潟県は、平成 19 年 7 月に修正した「新潟県地域防災計画」について、現在平成 19 年の中越沖地震や平成 23 年の東日本大震災の検証・教訓を踏まえた検証により、見直し作業を実施。
- ◆市では、計画が発行された後に市の組織改正や新たな情報伝達手段の整備等を実施。



地域防災計画を抜本的に見直し、より実効性のある計画に

《原子力災害の対応は…》

県内 30 市町村から構成される市町村による原子力安全対策に関する研究会において、現在「実効性のある避難計画（暫定版）」を策定中。新潟県地域防災計画原子力災害対策編との調整を図りながら、「実効性のある避難計画（暫定版）」に基づき、燕市地域防災計画における原子力災害対策編を策定する予定。

2. 修正の概要について

【修正作業の進め方】

燕市総合防災アドバイザー（新潟大学災害・復興科学研究所井ノ口助教）による指導・助言

地域防災計画の修正に係る庁内検討
委員会の設置
⇒これまでの災害対応における課題
の洗い出し、解決方法の検討

最新のデータ収集、新潟県地域防災
計画修正を踏まえた見直し、防災対
策の研究、関係機関等との調整
⇒コンサル業者に委託

H24年度においては、庁内検討委員会の中で決めた重点項目（避難所の見直し、本部機能・運営の強化など）を中心に見直しを図るものとする。

燕市地域防災計画修正案の策定

燕市防災会議の承認・新潟県への報告・燕市議会の承認

燕市地域防災計画の確定・公表

地域防災計画の見直しの継続

実効性のある計画に！

【主な修正事項とその方向性】

(1)中越沖地震における課題の反映

①市職員における災害時の活動体制の強化

震災発生後に連絡がとれない本部員がいたことや、指示系統が明確でなく、待機している職員が多かったなど、適切に対応していたとは言い難い。職員の防災意識の高揚や、マニュアルの習熟及び訓練による検証を重ね、適切な対応ができるよう体制の強化を図る。

②情報伝達手段の充実

市民への情報伝達手段が、3地区で親局が異なる防災行政無線やコミュニティFM放送のみであり、震災発生後、余震への注意、避難所の開設などについての市民への周知が十分ではなかったことから、情報伝達手段の充実化を図る。

⇒現在は、市内全域で一斉放送できるデジタル防災行政無線、コミュニティFM、防災情報メール（防災つばめ〜ル）、緊急速報メール、BSN テレビデジタルデータ情報などを整備。

③避難所における運営体制の確立

開設した避難所に物資の提供が遅くなったほか、身体が不自由な人の対応や食事の提供をしなかったことの判断など、避難所運営についての課題が多く、対応要領を明確にする必要がある。

④災害時援護者への避難支援の充実

災害時要援護者の名簿が作成されていないこともあって、複数の人で安否確認するなど、対応のマニュアル化がされていなかった。自治会長、自主防災組織代表、民生委員・児童委員などと連携し、避難支援プランの計画を策定する必要がある。

⇒平成21年3月に全体計画を策定。現在、各自治会・自主防災組織に避難支援の体制の整備を依頼している。



⑤自主防災組織の組織化の推進

中越沖地震において被害が一番大きかった地区は分水地区であったが、当時分水地区では自主防災組織が組織化されておらず、地域での対応が十分でなかったことから、自主防災組織の組織化を促進させる。

⇒現在、分水地区における自主防災の組織率は、79.6%（平成24年4月1日現在）。

(2)東日本大震災における教訓と課題の反映

①避難所運営に関する対策の強化

県外からの被災者を最大250名ほど受け入れ、3箇所の避難所を開設した。避難所は最長で4か月以上にわたって開設していたため、避難所の長期化における生活環境の配慮及び避難所運営における職員体制、避難所のペット対策、女性や高齢者等への配慮などについて検証し、対策を講じる。



②想定を超えた規模の災害対応の検討

東日本大震災では、マグニチュード9.0の地震が発生した後、広範囲にわたり大津波が発生、さらに津波火災まで発生した。

これらのことから、これまでの想定地震（マグニチュード7.0～7.7）を見直し、複合災害についての対策の研究が必要である。大津波の影響について、海岸線にない本市においても河川遡上に対する検討が必要となることもその一例である。

さらに、市外への大規模避難や、公共施設における非常用電源の確保、通信システム・情報伝達手段の確保、物資の備蓄などについて見直しを図る。

③被災地支援の検討

東日本大震災においては、毛布や水、非常食などの生活用品の提供のほか、仮設住宅応援(燕)グッズとして鍋、フライパン等の台所用品を、岩手県、宮城県、福島県に各1,000セットずつ寄贈した。また、義援金や職員派遣なども行ったが、燕市外で大規模な被害にあった地域に対しての支援内容・支援方法について検証し、対策を講じる必要がある。

⇒平成24年度に災害時応援協定を締結した南魚沼市が被災した場合をはじめ、被災した自治体に迅速かつ的確な支援ができるよう研究する。

④地域防災力の向上

大規模災害が発生した場合に、市民の迅速・的確な対応によって被害を軽減できることから、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の組織化の促進・活動の一層の充実化を図る。

(3)平成23年新潟・福島豪雨における課題の反映

①市内における災害対応の見直し

想定規模を超えた水害の発生に伴いマニュアルでは対応しきれず、また職員間の情報共有・指示系統が不明確であったことなどから、対応マニュアルを見直し、さらに職員による訓練などを重ね、検証しながら対応策の強化を図る。

②市民への情報伝達手段の強化

豪雨時においては、防災行政無線（屋外スピーカー）では市民に正確に情報を伝えるには限界があることから、他の手段を駆使する必要があるとともに、自治会長への連絡についても、

自治会長が不在時の対応などについて対策を講じる。

⇒現在、新たに緊急速報メールやデジタルテレビデータ情報などの情報手段を導入。コミュニティFMや防災情報メールについても市民に周知し、災害時の活用を働きかけている。また、自治会長には、災害時の連絡体制の整備をお願いし、市との連絡網を作成している。

③避難所の見直しについて

水害時においては、浸水により使用できない避難所があるため、避難所のあり方を見直し、河川流域に近いなどの地域事情に応じて、民間施設を新たに避難所として指定するほか、河川の決壊などによって生命の危険をもたらすような災害時を想定して、緊急避難についても検討する。水害時に活用できる避難所を明確にする。

④水害時における避難行動等の市民への啓発

水害時においては、場合によっては自宅等の2階以上の安全な場所に避難することで生命の安全性を確保できることがあることから、建物の2階以上の垂直避難を市民に周知するとともに、避難所への早めの避難や、浸水から家屋・財産を守る方法、食糧等の備蓄など、水害時において適切な対応を行うよう市民に啓発することが重要である。



(4) 庁内検討委員会において出された課題の反映

- 7月19日(木)において、第1回庁内検討委員会を開催。新潟大学災害・復興科学研究所の井ノ口宗成助教による講話と参加職員によるワークショップによって、これまでの災害対応の経験を踏まえ、課題等の洗い出しをする。
- 第1回検討委員会で浮かんだ課題について、必要に応じてワーキンググループを設置し、それらの課題についての解決方法を研究する。
- 協議された課題や解決方法を燕市地域防災計画に反映させる。今年度解決に至らなかった課題等については、翌年度以降に継続して解決方法を研究し、あわせて地域防災計画も修正する。

(5) そのほかの修正事項

①関係法令や組織改正等の修正

災害対策基本法の改正に伴う所要事項の修正、国、県、市の組織改正に伴う事務分掌、配備体制の見直し、公共機関、ライフライン関連会社などの防災関係機関の組織変更等に伴う所要の修正、気象に関する警報及び注意報の発令基準の変更に伴う関係事項の修正等、必要事項の変更を行う。

②平成19年度以降の市の新たな防災の取組みの反映

同報系防災行政無線のデジタル化、緊急告知FMラジオ・汎用ラジオの配備、防災情報メール(防災つばめ〜ル)・緊急速報(エリア)メールの導入、BSNテレビデジタルデータ情報の運用開始、避難訓練の実施、燕市洪水・土砂災害ハザードマップの作成・配布等。

③新潟県地域防災計画の修正を踏まえた見直し

平成24年度に修正される新潟県地域防災計画の内容との調整。期間的に見直しが困難な場合には、翌年度以降の修正とする。